

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程等の整理に関する規程

平成 24 年 10 月 1 日

24 規程第 39 号

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則(24 経教規則第 3 号)の施行に伴い、関係規程等の整理に関する規程を次のとおり定める。

第 1 条 次に掲げる規程、細則及び指針の規定中「第 2 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項」に改める。

- (1) 国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程第 4 条第 3 項
- (2) 国立大学法人東京農工大学情報公開規程第 2 条第 3 項
- (3) 国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程第 2 条第 5 号
- (4) 国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規程第 3 条第 1 項第 2 号
- (5) 国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程第 3 条第 2 号
- (6) 国立大学法人東京農工大学職員表彰規程第 3 条
- (7) 国立大学法人東京農工大学特別荣誉教授規程第 3 条第 1 項第 2 号
- (8) 国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程第 3 条第 4 号
- (9) 国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程第 2 条第 2 号
- (10) 国立大学法人東京農工大学寄附講座に関する規程第 2 条第 2 号
- (11) 国立大学法人東京農工大学職務発明規程第 2 条第 3 号ニ
- (12) 国立大学法人東京農工大学動物実験指針第 4 項
- (13) 国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則第 2 条第 3 項
- (14) 国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程第 2 条第 1 項
- (15) 国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程第 2 条第 1 号
- (16) 国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則第 3 条第 2 号

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。